

健康証明書の変更について

○ 令和5年4月1日より、船員の継続的な健康管理を図る観点から、船員の健康検査の**検査項目が見直し**され、健康証明書の**様式が変更**されました。

○ また、指定医は健康証明書への記載に加え、**検査項目についての診断結果を記載した書面の交付**が新たに必要となりました。

○ あわせて船舶所有者は、船員から上記書面（写し）の提供を受け、健康状態を把握し、結果に応じた就業上の措置を講じることが義務付けられました。

変更点① 検査項目の追加

<追加検査項目>

- 既往歴及び業務歴の調査
- 自覚症状・他覚所見の有無
- BMI
- ABO式及びRh式の血液型
- 血色素量及び赤血球数

※国際航海に従事する船舶の船員は腹部画像検査、血液中尿酸量の検査、B型肝炎抗体検査も追加

変更点② 検査対象年齢の引き下げ

35歳以上が対象の検査を35歳未満も対象に変更

- 検便（ハモグロビンの有無）
- 血糖検査
- 心電図検査
- 血中脂質検査及び肝機能検査

変更点③ 医師の診断結果を記載した書面の交付

国土交通省から指定医に交付方法の参考例が示されています。

例1

国土交通省ホームページの「健康検査診断結果」に診断結果を記載し、船員手帳第十六表の次頁の自由記載欄に貼付

例2

船員手帳第十六表の次頁の自由記載欄に診断結果を手書きで記載
（異常の所見がない等、簡潔に記載可能な場合は、第十六表の備考欄等に診断結果を記載）

例3

各医療機関で作成する独自様式の健診結果票等に診断結果を記載して交付
（健診結果票に項目がない船員独自検査に所見がある場合は余白や所見欄等に所見を記載）

船員手帳
MARINER'S POCKET LEDGER

健康証明書をご提供ください！

船員保険部に健康証明書の提供があることで、船員の皆さまの健康確保に活用いただける情報やサービスを提供しております。

令和5年度健康証明書を船舶所有者さまが保管している場合は、船員保険部までご提供ください！



特典

特定保健指導

“あなた専用”の健康情報冊子提供

健康情報アプリ利用

マイナポータル健診結果閲覧



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング 14階
TEL 03-6862-3060
営業時間 午前8時30分から午後5時15分（土日・祝日、年末年始は除く）

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
船員保険部からの旬な
お知らせをいつでも
確認できます！

